

資源有効利用促進法

(平成3(1991)年4月26日法律第48号)

- ・法令の概要及び改正の方向性

資源有効利用促進法の概要

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3(1991)年4月26日法律第48号）〔リサイクル法〕

この法律は平成13(2001)年4月に施行され、下記の事柄を実施・促進して行くことにより循環型経済システムの構築を目指すものとなっており、あらゆる産業の事業者はその取組みを求めている。

- 1) 事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化
- 2) 製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策
- 3) 回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策を新たに講じ、また産業廃棄物対策としても、副産物の発生抑制（リデュース）、リサイクルを促進

平成13(2001)年4月より、対象品目を追加するなどして、それまでリサイクル法と呼ばれ1Rだったものを、リデュース、リユース対策の新設を行って3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組みを事業者に対して求めることに改め、リサイクル対策の強化を図ってきて今日に至る。

製造業をはじめとする事業活動のあらゆる段階での資源の有効利用の促進

法律の目的

使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所用の措置を講じ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資する。

法律の概要

次に掲げる7類型の制度について、それぞれ対象業種や製品を指定し、当該業種や製品ごとに「事業者の判断基準となる事項(判断基準)」を定め、一定規模の事業者について判断基準に照らして取組が著しく不十分な場合は、勧告・公表・命令を行い、命令に違反した場合は罰則がかけられる。(合計10業種69品目)

- ① 特定省資源業種(副産物の発生抑制とリサイクルを行うべき業種)
パルプ製造業及び紙製造業、無機化学工業製品製造業等、製鉄業および製鋼・製鋼圧延業 等の全5業種
- ② 特定再利用業種(原材料としての再利用を行うべき業種、部品等の再使用を行うべき業種)
紙製造業、ガラス容器製造業、建設業、硬質塩化ビニル製の管・管継手の製造業、複写機製造業 の全5業種
- ③ 指定省資源化製品(省資源化・長寿命化の設計等を行うべき製品)
自動車、家電製品、パソコン、ぱちんこ遊技機、金属製家具、ガス・石油機器 等の全19品目
- ④ 指定再利用促進製品(リユース・リサイクルしやすい設計等を行うべき製品)
自動車、家電製品、パソコン、ぱちんこ遊技機、金属製家具、ガス・石油機器、浴室ユニット 等の全50品目
- ⑤ 指定表示製品(消費者や自治体の分別回収を推進するために特別の表示を義務づける製品)
スチール缶・アルミ缶、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、小形二次電池、塩化ビニル製建築資材 の全7品目
- ⑥ 指定再資源化製品(事業者により自主回収及び再資源化を義務づける製品)
小形二次電池、パソコン の全2品目
- ⑦ 指定副産物(発生抑制と原料としての再利用すべき副産物)
電気業の石炭灰、建設業の土砂・コンクリート塊、木材等 の全2品目

3
経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課 資源有効利用促進法の概要及び施工状況について より引用

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(平成12(2000)年 5月31日法律第104号) (建設リサイクル法)

特定建設資材(コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材)を用いた土木建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付け。

分別解体・再資源化等の実施義務の対象となる建設工事の規模

- 1) 建築物の解体工事では床面積80m²以上
- 2) 建築物の新築又は増築の工事では床面積500m²以上
- 3) 建築物の修繕・模様替え等の工事では請負代金が1億円以上
- 4) 建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等では請負代金が500万円以上

そのほか、工事着手の7日前までに知事に計画を届け出ることを義務付け、契約に際し、解体・再資源化等に要する費用を明記することを義務付け。

さらに、解体工事業者の知事への登録が必要など。

山梨県規則第41号「建設工に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則」で、解体工事業者に係る所要の事項を定め平成14(2002)年から施行している。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(平成12(2000)年 5月31日法律第104号) (建設リサイクル法)

○ 特定建設資材

法律に規定され、政令で定められる建設資材は、指定4品目と呼ばれ、以下がある。

- コンクリート
- コンクリート及び鉄から成る建設資材 (鉄筋コンクリート)
- 木材
- アスファルト・コンクリート

土砂は資材として、その他建設資材に位置付けられものの、建設現場から発生し最終的に利用されない場合、処分する必要があり、その量の縮減、材料として利用できるための再資源化に努めることとされている。

そのため指定4品目同様、「建設リサイクルガイドライン」の中で具体的なリサイクルに係る実施事項を定め、取り扱うこととされる。

建設副産物のリサイクル施策の経緯

平成3(1991)年のリサイクル法の施行。

平成4(1992)年 「建設副産物処理基準」を策定。

建設現場で生じるアスファルト・コンクリート塊について、一定の調整を施した後、リサイクル材として新設現場で利用を開始

平成6(1994)年 「建設副産物処理基準」を改定。

リサイクル材の利用範囲の拡大

建設発生土の利用範囲を50kmの範囲内にある他工事と明記

平成11(1999)年 建設発生土情報交換システム開始

平成27(2015)年 建設発生土官民マッチングシステム開始

建設副産物のリサイクル推進には、事業実施の各段階でその状況を把握・チェックすることが必要であり、

「山梨県建設リサイクルガイドライン」の中で下記に示す具体的な様式を定め毎年実施している。

- 再生資源利用計画書(実施書) - 建設資材搬入工事用 -
- 再生資源利用促進計画書(実施書) - 建設副産物搬出工事用 -

盛土による災害の防止のための今後の取組について

- 盛土による災害の防止に向け、関係省庁と連携しながら、危険な盛土等を包括的に規制する法制度の構築や、建設工事から発生する土の搬出先の明確化等の取組を、順次実施していく。

【建設発生土の計画制度の強化（公共・民間工事）】

<現行制度>

資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

- 搬出先の**新たな法制度の許可の事前確認**及び搬出後の**土砂受領書等の確認**を義務化
 - 計画書の作成**対象工事の拡大、保存期間の延長、**
 - 計画書の**発注者への報告と建設現場への掲示**を義務化
- ※ 併せて、事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化

【指定利用等の徹底（公共工事）】

- **全ての公共工事発注者に、指定利用等※の原則実施**を要請
- ※ 工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定する等
- **処分費の積算への計上**を徹底